

豊中市事業者間ネットワーク形成推進委託業務

仕 様 書

1. 業務概要

(1) 事業の目的

豊中市では、民間の活動を喚起・支援し、市内におけるさらなる投資拡大・イノベーション創出につなげ地域経済の活性化を図るため「とよなかエコシステム」の構築をめざしている

本事業では、とよなかエコシステムの推進にあたり、事業者間連携による新たな価値創出を促進するためのネットワークづくりを推進するため、事業者訪問により現況や事業者交流、事業連携、協業、共創に関するニーズ調査を行い、ニーズに応じた支援策の検討、試行により世代や業種を超えたゆるやかなつながりを創出することで、地域内の多様な事業者が共創し合える土壌づくりをめざす。

また、地域事業者への各種支援施策の周知については、現状は市ホームページへの掲載やメルマガ配信、支援機関でのチラシ配架が中心となっており、効果的な情報発信を課題として抱えている。地域事業者のニーズに基づいた効果的な情報発信のあり方を検討し、より継続的な事業者間ネットワークの形成を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

以下の業務を一体的に実施すること。

①市内事業者への訪問ヒアリング調査

(1) 豊中市内事業所から 50 事業者程度を選定・訪問。

訪問先の選定については、②の業務につながる事業者間ネットワーク形成に有効なヒアリング調査となるよう選定し、女性経営者、若手経営者、二代目経営者、特定業種など選定における観点、選定手法については提案事項とする。②の業務の試行に向けて特定のカテゴリに特化することも可能とする。選定先の最終的な決定については市と協議のうえ決定する。

以下の項目を中心にヒアリングを実施すること。

- 事業内容、強み、経営課題
- 支援ニーズ、情報収集手段
- 経営者の年齢、事業承継への関心、BCP の策定状況
- 他事業者との連携意欲、協業、共創への関心
- 地域との関わりや今後の展望
- 市やその他支援機関の施策の紹介

(2) ヒアリングシートの提出

1 事業者あたり A4 用紙 1 枚程度のヒアリングシートを作成し、提出すること。

②ネットワーク形成支援策の提案・試行

(1) ヒアリング結果をもとに、事業者間の接点づくりやビジネスマッチング、共創等を促す支援策を設計・提案すること。

施策の提案にあたっては、とよなか起業・チャレンジセンターが実施する創業者、創業間もない事業者を対象とした交流会等のネットワーク形成事業と内容が重複しないよう留意すること。

(2) 提案施策を試行的に 1 回以上実施すること。

施策の実施においては、施策の内容に応じて開催会場の確保、申込みの受付や問い合わせ対応、司会進行、資料の作成・印刷、講師との調整など運営一式を行うこととし、試行実施にかかる費用はすべて委託料に含まれるものとする。

(3) 調査・試行を通じて得た知見から、地域に適したネットワーク形成のあり方を提案。

事業者の属性や関心に応じた接点づくりの手法、継続的な仕組み化について検討、提案すること。

③有効な情報発信手法の検討・提案

調査、活動を通じて得た知見から、効果的な情報発信手法を提案すること。

④報告等

- ・契約締結後、速やかに事業計画及び事業実施体制図を提出すること。
- ・①の業務についての報告は、随時行うこと。その他、市が求める場合には、随時報告に応じること。
- ・市が求める場合には、報告する項目・様式等について変更・修正すること。
- ・事業完了時は、下記資料を含む業務完了報告書を提出すること。
 - 訪問ヒアリング調査報告書（総括＋個別シート）
 - ネットワーク形成支援策の試行結果報告並びに試行を経た支援策提案
 - 有効な情報発信手法の提案

⑤事業期間

- ・契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

2. 留意事項

(1) 守秘義務

受注者が本業務の遂行上知り得た情報は、本業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された場合も同様とする。

(2) 個人情報の保護

- ①受注者が本業務の遂行上知り得た個人情報については、受注者の責任において、厳重に管理するとともに、他の目的への転用等を行わないこと。本業務の契約が終了し、または解除された場合も同様とする。
- ②受注者は事業実施にあたり、収集する個人情報について、市に情報提供することを当事者に事前に説明し、同意を得ること。
- ③事業実施にあたり収集した個人情報は、市に帰属するものとし、市の指示に従い、情報提供を行うこと。

(3) 一括再委託等の禁止

- ①受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。
- ②受注者は、コピー、印刷製本、デザイン、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、豊中市の承諾を必要としない。
- ③受注者は、上記①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により豊中市の承諾を得なければならない。また、人材派遣会社よりスタッフの派遣を受ける場合も同様とする。
 - (ア)受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、豊中市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置期間中の者、豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）及び豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日実施）に基づく入札参加除外措置を受けている者であってはならない。
 - (イ)受注者は、業務を再委託に付する場合は、上記(1)及び(2)の事項について、再委託の相手方に遵守させなければならない。

(4) 損害賠償責任

受注者が本業務の実施に際し、市又は第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(5) 損害措置

本業務の実施により、第三者に与えた損害は、市に起因するものを除き、全て受注者の責任として対応すること。

(6) 法令遵守

本業務の実施にあたっては、適用を受ける法律、政令、省令、告示、条例、規則等を遵守し、適法に業務の実施をするよう対処しなければならない。

(7) 著作権

本業務で作成された成果物の著作権は、市に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に受注者が所有している著作権、外部から提供されているコンテンツに係る著作権については、この限りではない。

3. その他

- ・業務を遂行するにあたり、市と緊密に連絡を取りながら進めること。
- ・業務遂行上、疑義が生じた場合は、市と協議を踏まえて必要な事項を決定するものとする。